

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 名寄市下水道事業特別会計

事業名	公共下水道		
事業開始年月日	昭和55年3月10日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	名寄市	職員数※ (H19. 4. 1現在)	12名
構成団体名			

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	205円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	7,960
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)		財政力指数※	0.301
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率※ (%)	18.8 (H18)
		経常収支比率※ (%)	90.6 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年3月27日 合併前市町村：名寄市・風連町] 会計については、合併期日をもって統合した。 使用料統一は、平成20年4月を予定している。

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	名寄市下水道事業経営健全化推進計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	名寄市長 島 多慶志
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画 (H19～28) ・名寄市下水道事業中期経営計画 (H19～23)
公表の方法等	市議会・ホームページ
基本方針	1. 合併により肥大化した組織のスリム化（定員管理の適正化） 2. 使用料統一（H20年4月）と料金改定（H23年）による経営改善 3. 水洗化率の向上による収入増 4. 計画的な処理設備更新による維持管理経費の縮減

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	174	144	292	610
	補償金免除額	28	31	43	102
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		220		220
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	183	132	87	402

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	173,511	143,652	292,350	609,513
合 計 (A)		173,511	143,652	292,350	609,513
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 再 掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		173,511	143,652	292,350	609,513

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業		220,483		220,483
合 計 (A)			220,483		220,483
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 再 掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			220,483		220,483

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	182,893	132,093	86,581	401,567
合 計 (A)		182,893	132,093	86,581	401,567
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 再 掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		182,893	132,093	86,581	401,567

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>平成18年3月の合併により、会計については同日統合としましたが、使用料については、合併協定書により「合併後5年を目処に統合する。」としています。</p> <p>旧名寄市においては、汚水資本費への使用料算入率50%を目標として平成14年に改定しており、旧風連町では、平成9年の供用開始以来、水洗化普及を行うために低額に設定しており、使用料収入で維持管理費分を補うに至っておりません。</p> <p>合併に伴う使用料の統一は、使用者間における負担の不公平を解消することと、事業の安定経営を行うためにも早期の統一が必要であり、平成20年4月統一を目標に作業を進めています。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 使用料体系の統一</p> <p>受益者間の負担の不公平を早期解消するために使用料体系の統一を行い、次期使用料改定（平成23年）に備え、経営の安定化を図るため。</p>
	<p>課 題 ② 定員管理の適正化</p> <p>合併の際、料金体系をはじめとする会計統合以外の多くの課題は、合併前の両市町の規定で運用しており、そのため人員についても合併前の職員が継続しているため。</p>
	<p>課 題 ③ 水洗化率の向上</p> <p>平成18年度決算時の水洗化率（名寄地区；95.1%・風連地区；98.9%）を向上させ、使用料収入の増を図り、経営の安定化を図るため。</p>
	<p>課 題 ④ 維持管理経費の縮減</p> <p>計画的な処理設備更新を行い、効率的な施設運転から動力費、薬品費等の経費縮減を図り、事業の効率化・安定化を図るため。</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	計画	実績	計画	実績	計画
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	1,024	1,031	942	985	1,113	891	1,007	825	982	795	961	755	864	756	859
	(1) 営 業 収 益 (B)	804	812	797	827	863	789	740	728	733	707	695	678	698	689	684
	ア 料 金 収 入	438	453	449	445	442	426	438	399	423	396	419	393	420	416	416
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
	ウ そ の 他	366	359	348	382	421	363	302	329	310	311	276	285	278	273	268
	うち雨水負担金	(366)	(359)	(348)	(382)	(421)	(363)	(302)	(329)	(310)	(311)	(276)	(285)	(278)	(273)	(268)
	(2) 営 業 外 収 益	220	219	145	158	250	102	267	97	249	88	266	77	166	67	175
	ア 他 会 計 繰 入 金	214	215	141	154	249	101	266	96	249	88	265	77	166	67	175
	イ そ の 他	6	4	4	4	1	1	1	1	0		1				
	2 総 費 用 (D)	734	720	677	660	623	582	548	538	574	517	555	496	500	477	518
(1) 営 業 費 用	353	355	334	348	336	315	289	322	361	324	368	328	341	322	359	
ア 職 員 給 与 費	133	120	109	109	111	102	81	103	87	105	83	106	79	100	80	
うち退職手当																
イ そ の 他	220	235	225	239	225	213	208	219	274	219	285	222	262	222	279	
(2) 営 業 外 費 用	381	365	343	312	287	267	259	216	213	193	187	168	159	155	159	
ア 支 払 利 息	120	109	99	93	98	81	70	66	59	59	53	51	44	47	44	
うち一時借入金利息	260	246	233	211	182	186	189	150	154	134	134	117	114	108	115	
イ そ の 他	2	1	1	1	1		1		1		1				4	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	290	311	265	325	490	309	459	287	408	278	406	259	364	279	341	
1 資 本 的 収 入 (F)	1,148	1,028	966	924	761	879	1,102	820	1,144	465	764	344	307	412	353	
(1) 地 方 債	391	336	279	340	375	347	714	255	762	107	553	73	153	128	171	
(2) 他 会 計 補 助 金	253	275	350	263	66	241	85	266	63	234	65	190	35	138	47	
(3) 他 会 計 借 入 金																
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																
(5) 国（都道府県）補助金	455	360	287	265	300	277	290	287	281	117	133	77	110	142	131	
(6) 工 事 負 担 金	36	45	40	52	16	11	10	9	35	4	11	1	7	1	2	
(7) そ の 他	13	12	10	4	4	3	3	3	3	3	2	3	2	3	2	
2 資 本 的 支 出 (G)	1,435	1,336	1,228	1,281	1,251	1,188	1,561	1,107	1,552	743	1,170	603	671	691	694	
(1) 建 設 改 良 費	899	745	609	561	622	575	568	550	533	230	259	160	223	275	274	
うち職員給与費	19	4					20		10		10		8		8	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	523	579	609	716	625	610	989	554	1,016	510	908	440	446	413	418	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他	13	12	10	4	4	3	3	3	3	3	3	3	2	3	2	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 287	△ 308	△ 262	△ 357	△ 490	△ 309	△ 459	△ 287	△ 408	△ 278	△ 406	△ 259	△ 364	△ 279	△ 341	

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	計画	実績	計画	目標		
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	目標			
資金不足比率	(%) (再掲)																
料金回収率 [※]	(%)	55.0	54.1	54.0	47.4	51.7	52.1	63.3	53.0	62.2	55.4	63.7	60.0	72.6	66.3	73.4	
総収支比率(法適用)	(%)																
経常収支比率(法適用)	(%)																
営業収支比率(法適用)	(%)																
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	81.5	79.4	73.3	71.6	89.2	74.7	65.5	75.5	61.8	77.4	65.7	80.7	91.3	84.9	91.8	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分	(%)	56.5	55.7	52.0	54.4	60.2	52.1	56.4	51.5	56.9	50.2	56.3	47.9	51.4	45.0	51.6
	うち基準内繰入金	(%)	45.1	45.9	44.2	50.2	60.2	52.1	56.4	51.4	56.9	50.2	56.3	47.9	51.4	45.6	51.6
	うち基準外繰入金	(%)	11.4	9.8	7.9	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	1.4	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)															
	うち赤字補てん的なもの	(%)	11.4	9.8	7.9	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)	22.0	26.8	36.2	28.5	8.7	27.4	7.7	32.4	5.5	50.3	8.5	55.2	11.4	33.5	13.3
	うち基準内繰入金	(%)	0.0	0.0	5.0	0.0	8.7	27.4	7.7	32.4	5.5	50.3	8.5	55.2	11.4	33.5	13.3
	うち基準外繰入金	(%)	22.0	26.8	31.3	28.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	5.4
うち赤字補てん的なもの	(%)	22.0	26.8	31.3	28.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価^{※1}／給水原価^{※2}×100

※1 供給単価(円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）																					
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>・合併による使用料統一（H20.4）⇒旧名寄市は、汚水資本費への使用料収入算入率50%を目標にこの間使用料改定を行っているが、旧風連町はH9年供用開始以来、水洗化普及を図るため低額な使用料設定となっており、使用料統一に当たっては、旧名寄市使用料をベースとしながら、上水道料金との関連や旧風連町需要者の大幅な負担増を考慮し、超過使用料を引下げる方向としている。</p> <p>参考：使用料統一（案）15㎡使用の場合；2,690円（旧名寄；2,890円・旧風連2,100円）</p> <p>・使用料水準は、道内他都市と比較すると35都市中11位(20㎡使用時比較)と高い位置となり、上川管内では最高位に位置しており、使用料水準が高いとの認識である。汚水費用における資本費への使用料算入率(H18決算35.1%)が低く、一般会計からの繰入金で収支均衡を図っている現状であり、使用料統一後のH23に「改定」予定である。</p> <p>・使用料収入の見込みは、H18年度実績をベースに使用者数、使用量が減少する方向で推計している。</p> <table border="1" data-bbox="658 469 1688 584"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有収水量(年)</td> <td>2,292千㎡</td> <td>2,281千㎡</td> <td>2,287千㎡</td> <td>2,272千㎡</td> <td>2,277千㎡</td> <td>2,092千㎡</td> </tr> <tr> <td>使用件数(月)</td> <td>12,396件</td> <td>12,309件</td> <td>12,231件</td> <td>12,168件</td> <td>12,131件</td> <td>12,090件</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	H20	H21	H22	H23	有収水量(年)	2,292千㎡	2,281千㎡	2,287千㎡	2,272千㎡	2,277千㎡	2,092千㎡	使用件数(月)	12,396件	12,309件	12,231件	12,168件	12,131件	12,090件
	H18	H19	H20	H21	H22	H23																
有収水量(年)	2,292千㎡	2,281千㎡	2,287千㎡	2,272千㎡	2,277千㎡	2,092千㎡																
使用件数(月)	12,396件	12,309件	12,231件	12,168件	12,131件	12,090件																
2 他会計繰入金の見込み	<p>・一般会計からの繰入金は、旧自治省「公共下水道事業繰出基準の運用について」（S56自治準企第153号）により示された「雨水・汚水経費区分基準」により算出した雨水処理に要する経費と、総務省自治財政局長通知「地方公営企業繰出金について」（地財公51号）で示された繰出対象とされた経費について繰入金として算入している。</p>																					
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>・合流式下水道の放流水水質改善対策として、H18年度から3か年の計画で滞水池整備を進めている。</p> <p>・事業費 612百万円 ・事業年度H18～20 ・財源内訳 国庫補助306百万円 起債290百万円 自主取材源16百万円</p>																					
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの																						

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>合併による組織・機構の見直し、施設等の民営化等によって職員数の抑制を目指し、集中改革プランでは、H17.4.1現在職員数560人をH22.4.1までの5年間で36人減の504人に、また、新・名寄市行財政改革推進計画では、H18.4.1現在552人をH23.4.1までの5年間で55人減の497人を目標としており、一般行政部門では、H17.4.1現在292人だった職員数がH19.4.1では272人と20人減となっている。 下水道事業としてH14～18年の間に4人減しており、H19～23年の間に3人減して11名体制を目標としている。</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しは、平成19年1月より実施済み。 地域手当導入の予定なし。</p> <p>技能労務職員については、退職不補充等によって削減し、また、配置転換及び業務内容の見直し等を図ることとし、取組方針の策定及び公表の予定はありません。</p> <p>退職時特昇制度は、平成18年度末で廃止済み。</p> <p>市福利厚生会(独自互助会)への公費負担金を平成18年度に一人当たり3,600円減額し負担金の削減を実施し、また、平成19年度から北海道市町村職員福祉協会の公費負担率が大幅に引き下げられた。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>課題2・4 処理施設の計画的な設備更新を行い、動力費・薬品費等の維持管理コストを縮減する。人件費については、既に処理場等は委託化・嘱託化を進めているが、アウトソーシングについて研究課題としている。</p> <p>現時点では検討していない。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題1 合併による使用料統一をH20年4月に予定しているが、旧風連町の使用料がH9年供用開始以来、水洗化普及を促すため低額に設定していたため、両市町の使用料格差が非常に大きく、上水道料金との関連も考慮し、超過使用料金単価を引下げる(220円/m ³ →200円/m ³)予定である。そのため、使用料統一後の使用料改定をH23年に予定し、経営の安定化をめざす。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	予算・決算については、市広報誌・市ホームページや広報誌で情報公開している。 現在策定中の「中期経営計画」については、市ホームページで公開する予定である。 ①事前評価、②事務事業評価、③施策評価、④外部評価の行政評価システムを導入し、マネジメントサイクルを確立し、効率的かつ効果的な経営をめざす。
5 その他	課題3 水洗化率は、H18年決算数値で95.6%(名寄地区:95.1%・風連地区:98.9%となっている。更なる水洗化の普及のために、「水洗便所改造貸付資金」の活用や、個別訪問等の宣伝普及活動を徹底して取り組み、水洗化の普及促進を促し、経営の安定化をめざす。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成18年3月の合併に伴い肥大化した組織を平成19年度において2名減員し、12名体制とした。処理場管理等は既に委託化、常勤職員の嘱託化が進み、大きな人件費の削減効果を期待できる状況にないが、管渠工事等の大型事業が収束に向かっていないため、平成23年度に1名を減員し、11名体制とする。人事異動による人件費増減も小規模特別会計故の課題であり、計画的な人事異動について人事当局と協議する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	使用料については、平成20年4月予定の合併による使用料統一で需要者負担の公平性を確保した後の、平成23年度予定の使用料改定までは厳しい経営を強いられることになるが、中期的には水洗化の促進と、認定水量による使用料算出（地下水使用者）の認定基準見直し（H20予定）による使用料収入を確保する。また、長期的には処理場等の設備を計画的に更新し、効率的な運転から諸経費を縮減する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成18年度決算より、資本費における雨水比率が見直されたため、基準外繰出しは発生しないと推測されるが、使用料統一以後における受益と負担のあり方を再度検証し適正な使用料設定と、経費の縮減から一般会計繰出金の縮減を図る。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

